

○羽生田俊君　自由民主党の羽生田でござります。

看護学校の問題等で、昨年の十月の十五日の衆議院厚生労働委員会で塩崎大臣が、准看護師を含めて、看護職員の確保に取り組む、あるいは准看護師の養成促進は大事なツールというふうに答弁をされておりまして、看護師の確保というのは非常に重要な問題であるというふうに理解をしているところでござります。

高い」ということで、地域にとつては非常に重要な資格であるというふうに思つてゐるところですけれども、新設学校ができたときに既存の学校の実習場所に影響を与えないように何とか方策ができるものかということで、厚労省としてそういうお考えがないかどうか、その辺をお聞きしたいんですけれども、お願ひいたします。

権限が県に移るということで、心配な面と活用できる面というふうに考えるんですけれども、厚生労働省としては、今お答えいただいたように、既存の学校が影響を受けないように、特に実習場所がなくなるということは非常に大きな問題でございますので、その点は是非、各県に対してのいろんな指示をお願いしたいというふうに思うところです」とあります。

続きまして、やはり看護学校の問題なので、「それいますけれども、今回、政府も、地方創生あるいは女性活躍ということを中心いろいろな施策を講じているわけで」とありますけれども、特に看護職の不足という面で、看護職はどうしても女性が多いわけで」とありますから、地域で活躍していく

実は、看護学校で今一番問題になるのは、実習施設の不足というのが大変大きな問題で、そのために学校を続けていけないというような状況も起きているわけで、実は、新しい看護大学ができると実習場所でまず影響を受けるのが、実習場所といいますかね、学校で影響を受けるのは短大です。短大から実習場所を移したときには看護学校、いわゆる専修学校が影響を受ける、そこが別な施設に移ったときには准看護師が影響を受けるということで、ところてん式に最終的には准看護師の実習場所がなくなっているということが現実でございますまして、准看護師の学校が減っているというのが今的事実でございます。

そういうたときに、特に准看護師の場合にはいろんな設立者がいるわけですけれども、医師会立の准看護師学校というのが多いんですけれども、この准看護師学校というのは非常に地元定着率が

○政府参考人（一川一男君） 看護学校の実習施設の確保についてでござりますけれども、新設の看護師等養成所が実習施設を確保する際に、既存の看護師等養成所の実習施設と重複し、既存の看護師等養成所の実習体制に影響を与えるといったことが起きては問題であるというふうに認識をしているところでございます。

本年四月からは、看護師等養成所の指定権限につきましては、地方分権の一環といたしまして、都道府県知事に権限が移譲され、自治事務として実施されることとなつてはいるところでござります。厚生労働省いたしましては、質の確保された看護教育が着実に実施されるという観点から、都道府県の担当者会議の場等を活用いたしまして、看護師等養成所を新設する際に留意すべき事項等につきまして十分お示しをしてまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、やはり看護学校の問題なので、「それでは女性活躍ということを中心いろいろな施策を講じているわけでもござりますけれども、特に看護職の不足という面で、看護職はどうしても女性が多いわけでございますから、地域で活躍していただいている看護師さんが非常に多いわけでござりますけれども、その点で、実は学校あるいは実習施設にいろいろな規制が掛かっているというところで、この要件や制限の緩和というものによってかなり救われてくるものもあるというふうにも思つておりますとして、いろいろ地域から要望が上がってきてている。これは医政局看護課の方にもその要望書は届いているというふうに思つんでされども、そういうたとえで、実習施設の定員あるいは新規に実習施設となり得る病院等々緩和をして拡大をしていっていただきたいというのが要望なのでありますけれども。

例えば、今、学校で、基礎分野以外の教科について同時に授業を行う人数は四十人以下という制限があるということや、これが本当に四十人以下ということが必要であるかどうか。あるいは、実習場所が非常に枯渢している中で、特に小児科と産科については実習場所が非常に少ないと。これは数年前から診療所においても実習ができるようになつたわけでござりますけれども、しかし、一応基準としては、病院以外の実習は一から多くても三割以内であるという規制があるということ、現実にそぐわない面もあるということです。そういう点を見直していただきたい。

これは政府全体としての方針、法改正も必要になつてくるわけだと思いますので、そういう事件緩和あるいは制限の見直しという点で、これは是非、大臣にその辺のお考えをお聞かせいただければというふうに思います。

○国務大臣（塙嶺恭久君） 看護師などの養成所の指定基準で求められる実習施設の確保が困難なケース、先ほど、冒頭に先生からお話をございましたが、これであつたり、それから同時に、一度で授業を行う学生の数についての制限についてもお触れをいただきまして、これが厳しいのではないかと、「こういう御指摘もあることは私どももよく分かっているつもりでございます。

「こういうことを踏まえて、時代のニーズに合ひ

た実習の在り方を検討をしなければならないといふことで、本年二月に、母性看護学、小児看護学及び母子看護実習に関する調査というのを看護師養成所及び准看護師養成所に対しまして、この実習に関する課題の解消を目的とした、ただいま申し上げた調査を実施をいたしたところでございました。

現在、この調査結果を取りまとめているところです。今後、この調査結果や今先生から御指摘のありました基礎分野であるとか、あるいは小児実習などについての御指摘がありましたけれども、そういう指摘を踏まえて実習施設の要件等について検討をしてまいりたいというふうに思います。

○羽生田俊君 ありがとうございます。

養成がしやすいということが実際に養成していくところにとりましては非常に大きな問題でござりますから、それが学校をやめてしまうというような結果にならないように是非進めていただきたいというふうに思うところであります。特に、今、

大学病院に行っておいて、開校のときにそちらに異動するというようなことが十分考えられるわけございまして、既にそういう動きが起きてきているということです。これを非常に心配をしているわけでございます。

特に七項目の中でも、幾つか出てくるんですけれども、やはり地域医療体制へ影響を及ぼさないようについてこれが大きな項目で書かれていて、それについてはしっかりと文科省の方でも監督していくというふうに言われているところなんですが、いますけれども、非常にそういう面では心配をするというふうに思います。

次の質問に移らせていただきますけれども、東

北医科大学の新設ということがござりますけれども、実はこれにつきましてはいろんな条件を付すということと、大きくは七項目の要件をしつかり守つていただきますよという条件でこれを新設する方向に今動いているというふうに理解をしているところでございます。

実は、先日私の方へ情報が入りましたのでは、福島県のある病院の整形外科の医者が四人、一度に退職した、簡単に言えば引き抜かれたというところでござりますけれども、これは、東北医科薬科大学がまだ動いているわけではないので、そこが引き抜いたということではない。ただ、どう考えましても、いわゆる迂回引き抜きという言葉が適切かどうか分かりませんけれども、別な病院に、

守っていくのか。大学は文科省の管轄でございま
すけれども、地域医療を守るという点では、これ
は厚生労働省の仕事であるというふうにも理解す
るところでございまして、その辺の対応を是非政
務官の方からお答えいただければというふうに思
います。

○大臣政務官（橋本岳君） お答えをいたします。

今般の東北地方における医学部新設は、東北地方の復興や高齢化への対応等を目的に、文部科学省の下に設置された構想審査会において審議され、昨年九月に条件を付して東北医科大学が選定されたと承知をしております。

その際の選定に当たつての条件として、先ほど委員御指摘のとおり、教員等の確保に当たり地域医療に支障を来さないこと等が示されたということです。そして、厚生労働省といたしましては、この構想審査会にオブザーバーとして参加をしております。その中で、教員等の確保に当たり地域医療に支障を来すことなく、東北地方の地域医療の充実につながるよう関係者の御意見もよく承りながら文部科学省と連携を図つてしまいたいと、このように考えております。

○羽生田俊君 ありがとうございます。
なかなか、監視をしても、「これがいろんな形で動いてしまう」ということは多々あるわけで、「さいまして、その辺をしっかりと監督する」ということでは

しっかりと監督していただきたいというふうに思うところでありますし、また、これは医師だけではなく看護師の問題も当然起きてくる。今、大学病院になるであろうと言われている病院も、なつた後には増床するという話も聞いておりますから、そのときには看護師募集というものが新たに入ってくるというふうにも思うわけでございまして、そういうたときは、以前に七対一看護が始まつたときに看護師大移動が全国で起きた。今回は東北を中心にまた看護師大移動というものが起つて、という危険があるということで、是非その点も十分に監督をしていただきたいというところでござりますので、その点、よろしくお願ひいたします。

続きまして、セルフメディケーションに関連して質問させていただきたいんですけども、今、政府としては薬局を健康情報の拠点とするということです。薬局でいろいろな検査ができるようになっていくということになつていて、これがございまして、これいわゆるセルフメディケーションといふ形で言われているわけでございますけれども、私は以前から、セルフメディケーションよりはセルフケアの方がまずすべきことであつて、その方がずっと大事ではないかということをずっと申しているわけでございますけれども、このセルフメディケーションという点で非常に心配する」と言ふことが多い」といふことです。

実は、特に自己採血で簡易検査をするわけではありませんが、その結果が出たときにどのような対応が取られるかということが非常に心配をしているものでございまして、元々の自己採血で薬局で検査ができるというのは、早くに簡単に御本人の健康状態を知るということが本来の目的でありますから、知った後にどういうふうにその御本人が行動するかというところが非常に大事なわけでございます。

ただ、今、多くこのセルフメディケーションをやろうとしているところ、あるいは準備をしているところも、実際にはそこの薬局で健康食品あるいはOTC薬というものを売っているのが現状でございますが、血圧が少し高めですねとか、血糖が高めですね、高脂血症ですねとかいった、そういう結果が出たときに、この健康食品はいいですよ、あるいはこの薬を飲めば大丈夫ですよと、いう指導が行われる危険が非常に高い。これが非常に怖いことであって、結果的に、その個人の方が病状が悪化して初めて医者にかかるということになると、これが非常に心配しているわけですが、これをおこななことが起きてしまう危険があるということです。

そうならないためには、そういう結果を、実はその結果に基づいて指導しないというのが原則なわけでもありますけれども、現実には、やはり

結果を患者さんが、患者さんと言わない、薬局でしかお客さんですかね、どうなんでしょうかと聞かれたときには、これは高脂血症がありますねとか血糖が高いですねということを報告した後に、やはり健康食品はこれがいいですよというお勧めをするということは非常に考えられるということになりますので、その辺を、本来はいかにその結果をかかりつけ医に結び付けるか、あるいはきちんと病院で検診を受けた方がいいですよとか、そういう指導をしてほしいわけでございますけれども、そういうことが危惧されるということです、その辺を今後どのように対策をしていくのかというところ、これを政務官にお答えいただければというふうに思っています。

○大臣政務官（橋本岳君） 薬局などで行われる利用者の自己採血検査などについての御質問ということですけれども、これらにつきましては診療の用に供する検体検査を伴わないことから、日本再興戦略等を踏まえ、昨年三月に厚生労働省告示を改正し、衛生検査所の登録が不要な検体測定室において実施できることを明確にしたところでございます。

委員の御懸念についてですけれども、「の自己採血検査を適切に実施する観点から、厚生労働省では昨年四月にガイドラインを発出しておりまして、その中で、測定結果が基準の範囲内であるか

否かにかかわらず、健康診断等の受診勧奨を行うこと、また、測定結果を踏まえた物品の購入の勧奨を行わないことなどを示しております。そのような形で、ガイドラインということで御懸念に対する私どもとしても対応しているということになります。

なお、このガイドラインの遵守状況につきまして昨年十月に検体測定室の自己点検を実施したところ、御指摘のような不適切な事例は確認されおりません。引き続きガイドラインに沿った適切な運営がなされるよう指導等に努めてまいりたいと、このように考えております。

○羽生田俊君 ガイドラインで本当にそれが防げるのが、という心配は非常にあるということではございまして、これは全く罰則がないですから。ただ、医療行為に近いことがあれば、医師法違反とか、

そういうことにも当然なっていくことはありますけれども、調査をしても、そういう結果に対しても健康食品売っていますよとかOTC薬売っていますよという回答は絶対返ってこない。そういう点ではまあうまくいっているという判断をせざるを得ないような結果だらうと思いますけれども。

現実にはそういうことが非常に危惧されるわけですが、その辺を本当にどのよう取り締まっていくかという点、これはもうそれを受けた御本人の問題ですから、御本人の健康を害す

る問題ですから、そういう意味でやはりきちっと広報もしていただきたい。「これはあくまで簡易検査であって、その後に必要があれば医療機関を受診する、しっかりと検査をしなさいよ」ということを国民に対して十分な広報をしていただきたいというふうに思っているところでございますので、その点の御配慮をお願いいたします。

次の質間に移らせていただきます。

一つ資料を出させていただいているんですけれども、横長の資料で、これは内容的には院内処方をしたときと院外処方をしたときのどのくらい費用が違うんだという資料でございます。現実に、これは技術料だけではございまして、院内処方のとき、これは合計が千三百九十円ですから三割で四百二十円という結果。右側が院外処方をしたときに出ているもので、医科の技術料としては小計が千三百五十円。薬局に行つたときにこういったいろいろな基本料やら指導料等々が入つて、結果的に患者さんの負担はこの技術料だけで千八百四十円になります。薬剤料は、上に書いてある高血圧、糖尿病、不眠、胃炎ということで代表的な薬を挙げますと大体三千六百円程度ということです。これは医科で出しても薬局で出してもその薬の代金には変わりはないということですけれども、実際に技術料はこれだけ違うと。

ただ、これは今日の質問に、この違いを質問し

ようと思つて出しているわけではございませんで、この中の項目で例えば右側の、右の中の六つ目にあります薬剤服用歴管理指導料というのがありますけれども、今いろいろ新聞等でも騒がれているのは、大手チェーン薬局店で、実際に管理をしたという記録が全く書かれていたといった例が非常に多くあるということです、これはもう報道されていてますので、大手のチェーンドラッグでありますすりの福太郎ではさと見て十七万三千件そういう記載のないものがある、あるいはイオングの子会社でありますハックドラッグというところでは七万八千件ということが全く記載がなく、まあ患者さんがお金を払うわけですよ、そういうことが起きているということです。

また、別な話では、いわゆる薬剤師さんが非常に忙しくて、事務の方が調剤をしているということとも報道されているわけですね。これも実際にどの程度のことを調剤と言つたかというものはあるとおもなればできないものを事務がしていたといふことは当然違法行為であるわけですから、その辺の問題も含めまして、こういった今資料にお示しした調剤技術料というのがこれだけ入っていっているというものが、それをしつかりと、これだけ取つてあるという意味をまず考えていただきたい。

これはやはり、その薬をいただいて、薬を飲む

方のいろんな薬、ほかの医科から出している薬等々もあるから、そういうしたものを見つと見えた上で、その人の健康のためにどうだというためにこういった指導料やら何やらがあるわけですけれども、それが全くされているかされていないのか分からず、こういったものが、これだけお金を患者さんが負担をしなければならないというようなことになつているということは非常に問題であるといふふうに思ひます。

一つは、チェーン薬局、チェーンドラッグの協会の方が幹部を指導して、もう一度と起きませんよということも「メメントで出しているんですね。指導して、次はもう起きませんよ」ということで終わらせてしまうのか。

実は、これは、こういった指導料や何かで問題があつたとき、医科の場合にはいきなり返還せよです、返還命令です。それが薬剤の場合には、もし報道されているような指導で、しっかりと指導しないよといふのでいいことになつてしまふのかどうか。

私は、医科もまず指導して改善がなければ返還命令というのが私は正しい方法だというふうに思つてゐるところですけれども、薬局のこういったものについて今どの程度把握をして、今までこういったことがあつたのか、そして、これに対する対応について検討してまいりたいと考えております。

厚生労働省といたしましては、こうした報道を受けまして、一つには、報道のあつた企業に対しよどい」とも「メメントで出しているんですね。まして、薬剤服用歴の記載状況について自主点検を行ひその結果を報告するよう求めております。また、関係団体に対しましても、傘下の保険薬局の薬剤服用歴の記載状況について自主点検を行い、その結果を報告するよう求めているといふでござります。

現在、こうした企業、関係団体からの集計作業の進捗状況につきまして報告を受けております。傘下の薬局数が多いところもございまして集計が完了していなしところもありますので、私どもいたしましては、早期に最終的な報告をするよううに要請をしております。また、その報告内容につきましては、これを十分精査しながら、今後の対応について検討してまいりたいと考えております。

のか、それについて保険局から御返答いただきたいといふふうに思います。

○政府参考人（唐澤剛君）　ただいま御指摘いたしました薬剤服用歴の事案でござりますけれども、私どもも大変大きな問題と受け止めております。

いづれにいたしましても、不正請求等が確認された場合には、調剤報酬の返還を含めまして、関係法令に照らして厳正に対処してまいりたいと考えております。

○羽生田俊君 ありがとうございます。

これは今後の対応ということですけれども、現在までに薬局でこのような事例はあって返還命令を出したことは、事実あるんでしょうか、ないんでしょうか。

○政府参考人（唐澤剛君） 個別の事案というよりは一般論で申し上げますけれども、「これまで、必ずしも十分な記載がなくて返還した事例はある」というふうに考えております。

○羽生田俊君 ありがとうございます。

貴重な保険財源でござりますので、しっかりと対応していただきたいというふうに思うわけでございますし、また、医科の場合には、先ほど申し上げましたように、いきなり返還命令で返還せざるを得ないという、これは適時調査でいろんな面で来るわけですから、そのときには公立病院であっても何億という返還をさせられているのが現実でございまして、今回も大量にこういったことが起きているところ、特にチーンドリングでの出来事といふことや報道されておりますので、これは厳正に対処していただきたいというふうに思つわけでございまして、また、指導して改善を

するということは、これは非常に大切なことなので、医科についてもまず指導して改善がなければ返還するという段階を踏んでもいいのではないかと私は思つておりますので、その辺も是非お考えいただければというふうに思います。

以上で終わります。